

プレミアム付商品券事業についてのお知らせ

10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策として、

- ①住民税が課されない方（非課税者）・・・住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護を受けられている方等を除く。
- ②3歳未満の子（2016年4月2日以降に生まれた子）のいる世帯の世帯主を対象に、プレミアム付商品券事業を実施します。詳しくは、今後お知らせすることとしています。対象者の方に円滑にご連絡するため、以下の登録及び申告がなされているか、まずはご確認ください。

住民登録

～現在お住まいの住所を、住民票に登録されていますか？～

- 東日本大震災により避難された方
避難先住所等の変更があれば、窓口へ届け出ましょう。
- 転居の際は、郵便局への転居届をお忘れなく！

市県民税の申告

～市民税の申告はお済みですか？～

- 未申告の場合は課税か非課税かの判定ができません。市民税の申告を行われていない方は6月中に申告を行ってください。申告についての詳細は、税務課市民税係 ☎0980-83-1133 にお問合せください。

⚠ 特殊詐欺に注意 ⚠

- ・プレミアム付商品券を販売するためにATMの操作をお願いすることや振込みを求めることは絶対にありません！
- ・『お金を振込んでください』と言われた時は、振込まず、詐欺を疑って！



プレミアム付商品券事業については今後随時広報してまいります。詳しくはそちらをご覧ください。



プレミアム付商品券事業問合せ窓口
石垣市企画部商工振興課 プレミアム付商品券事業 ☎0980-82-1533

障害児福祉手当・特別障害者手当について

精神または身体の重度障がいのため、常時特別の介護を必要とするなどの理由がある方に対して、その特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者（児）の福祉の向上を図ることを目的としています。

支給対象者

障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児を対象とします。ただし、施設に入所している場合や障がいを支給事由とする年金を受給している場合は対象外となります。	月額 14,790円 (平成31年4月分～)
特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者を対象とします。ただし、施設に入所している場合や病院または診療所に3ヶ月以上継続入院している場合は対象外となります。	月額 27,200円 (平成31年4月分～)

所得制限

手当を受ける方やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

支払時期

毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

申請手続

認定請求書、所得状況届、所定の診断書、その他必要書類を、障がい福祉係の窓口へ提出して下さい。なお、認定請求書などは障がい福祉課に備えていますのでお問い合わせ下さい。

受給者の皆様へ

特別障害者手当について、3ヶ月を超える入院入所につきましては必ず障がい福祉課にご連絡下さい。

問い合わせ先

福祉部障がい福祉課 障がい福祉係 ☎82-9947